

工事の主要な工事材料の急激な変動への対応（単品スライド条項の運用）について

豊橋市及び豊橋市上下水道局が発注した工事について、契約後に工事材料の著しい変動があった場合は、請負金額の変更を請求することができます。

運用基準

○対象工事

- ・対象材料の価格が対象工事費の1%以上変動している工事
- ・請負者から決められた請求期間に請求があった工事

○対象材料

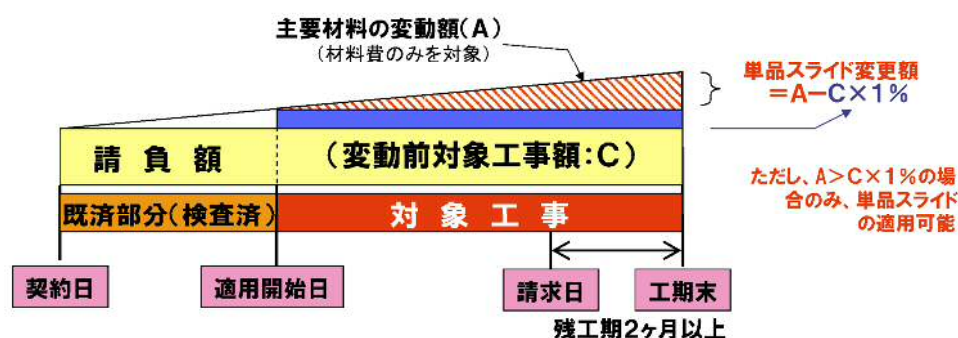
- ・対象材料は、工事の請負金額に大きな影響を及ぼす全ての主要工事材料（詳細は監督員に確認してください）

材料品目類ごとの増額（減額）分が対象工事費の1%を超える品目のみ対象（例「鋼材類」の変動額が対象工事費の1.5%、「燃料油」の変動額が0.5%の場合、「鋼材類」のみ対象となる。）

※「単品スライド」とは豊橋市工事請負契約約款第25条第5項・豊橋市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格が著しい変動を生じ、請負金額が不相当となったとき」に、請負金額の変更を請求できる措置です。

●イメージ図

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)



請求・協議は、指定の書類（スライド額算定表等）を作成する必要があります。

- ・請求に当たり、下請業者や資材納入業者と協議を行ってください。
- ・要領・協議の請求様式等は工事監督員にお問い合わせください。
- ・詳しくは工事監督員または契約検査課検査グループにお問合せください。

工事の賃金水準の急激な変動への対応（インフレスライド条項の運用）について

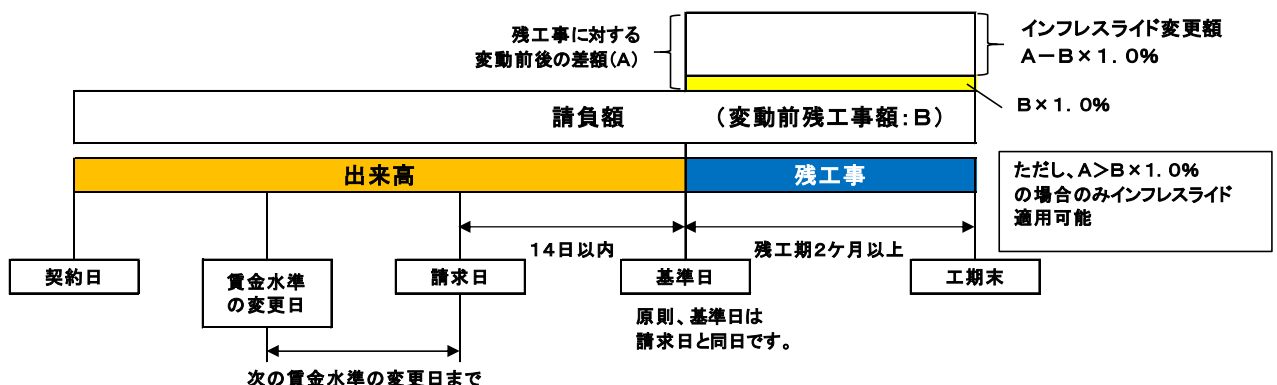
豊橋市及び豊橋市上下水道局が発注した工事について、契約後に賃金水準の上昇があった場合は、請負金額の契約変更を発注者に請求することができます。

運用基準

- ・対象工事は残工期が基準日から2ヶ月以上ある工事
- ・スライド額は、基準日以降の残工事量に対する賃金等上昇分、及びこれに伴う諸経費の上昇分が対象
- ・受注者負担は残工事費の1.0%

※「インフレスライド」とは豊橋市工事請負契約約款第25条第6項・豊橋市上下水道局工事請負契約約款第25条第6項に基づき、「予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負金額が著しく不適当となったとき」に、請負金額の変更を請求できる措置です。

インフレスライド



請求・協議は、残工事量内訳書（指定様式）等を作成する必要があります。

・請求に当たり、元請業者は、下請業者や資材納入業者と協議を行ってください。

・要領・協議の請求様式等は

契約検査課ホームページ【<http://www.city.toyohashi.lg.jp/38236.htm>】

上下水道局発注工事用は上下水道局ホームページ

【<http://www.city.toyohashi.lg.jp/25584.htm>】

からダウンロードできます。

・詳しくは工事監督員または契約検査課検査グループにお問合せください。

契約検査課検査G（0532-51-2100）